

警察庁丙犯被発第 30 号
令和 6 年 7 月 18 日

都道府県知事
各市町村長 殿
特別区長

警察庁長官官房長
(公 印 省 略)

地方における途切れない支援の提供体制の強化について（通知）

平素より犯罪被害者等施策の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

犯罪被害者等施策については、これまでも「第 4 次犯罪被害者等基本計画」（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）等に基づき推進しているところ、今般、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）を受けて、警察庁において開催した「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめ（別添）を踏まえ、犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現に向け、必要な施策を実施することとされたところであります。

貴職におかれては、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念等を踏まえ、本取りまとめの「Ⅲ 地方における途切れない支援の提供体制の強化に向けた提言」（以下「提言」という。）の趣旨を御理解の上、下記の事項について御留意いただき、管内の関係機関・団体と連携して地方における途切れない支援の提供体制の強化に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

記

1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割（提言第 1 関係）

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるよう講ぜられる必要がある。

犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとされ、提言においては、都道府県及び市区町村（区は特別区をいう。以下同じ。）それぞれの役割がより具体的に示されているところ、特に、広域自治体である都道府県において、域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進し、市区町村や民間被害者支援団体に対する支援を行うとともに、下記に述べる多機関ワンストップサービスの中核的役割を担うことなどが期待される。

また、市区町村にあつては、住民にとって最も身近な基礎自治体であり、生活を支援する各種制度・サービスの実施主体として、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するとともに、関係機関・団体と連携し、域内の犯罪被害者等施策を推進することなどが期待される。

都道府県及び市区町村は、犯罪被害者等支援においてその役割を積極的に果たしつつ、域内の機関・団体とそれぞれの役割について相互に認識を共有し、連携して対応されたい。

2 地方における途切れない支援の提供体制の構築（提言第2関係）

(1) 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化

ア 犯罪被害者等支援のための条例制定・計画策定の促進

犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例（以下「特化条例等」という。）及び犯罪被害者等支援のための計画等（以下「計画等」という。）は、域内において総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を推進する根拠となるほか、犯罪被害者等が利用できる支援制度・サービス等を住民に示すものとして重要な意義を有していると考えられる。

都道府県及び市区町村は、引き続き、警察庁が行う特化条例等の制定及び計画等の策定状況に関する情報提供を参考とし、各自の現状を踏まえつつ、犯罪被害者等の視点に立った取組の推進に努めるようお願いする。

イ 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化

個別事案において犯罪被害者等へ適切に支援を提供するには、日頃から、支援に携わる関係機関・団体が各層において顔の見える関係を作り、基本認識等を共有し、相互理解を深めておくことが肝要である。

そこで、取りまとめの別添1を参考に、都道府県は、域内の関係機関・団体の代表者及び実務担当者でそれぞれ構成される会議体を設け、出席者に応じた犯罪被害者等支援に関する情報交換や協議、訓練等を行い、都道府県全体の対応能力の向上と関係機関・団体の連携強化を図られたい。

また、全ての市区町村は、特化条例等及び計画等の有無にかかわらず、上記の都道府県で開催される代表者及び実務担当者会議に参加するほか、市区町村レベルで活動する関係機関・団体の実務担当者等で構成される会議を開催し、円滑な連携・協力を行うことができる関係を構築されたい。

なお、これらの会議体については、現状、都道府県警察本部を単位とした都道府県レベルの被害者支援連絡協議会及び警察署等を単位とした市区町村等が参加する被害者支援地域ネットワークが設置されているところ、当該枠組みを合理的に活用することも考えられる。この際、提言における都道府県や市区町村に期待される役割を踏まえると、都道府県及び市区町村は、都道府県警察と協力して事務局に参画するなど、その運営により主体的に関与することが望ましい。

(2) 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現

犯罪被害者等支援においては、犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その後は必要な支援が関係機関・団体によって一元的に途切れなく提供

されることが重要である。

こうした途切れない支援を実現するため、個別事案の支援において、複数の異なる機関・団体で構成される「多機関ワンストップサービス」及び都道府県や市区町村のように、複数の部署が様々な支援を所管している場合、一つの機関・団体内における複数の部署で構成される「機関内ワンストップサービス」の双方が必要となると考えられる。

(3) 多機関ワンストップサービス体制の構築

ア 多機関ワンストップサービスの仕組み

犯罪被害者等支援においては、都道府県警察や民間被害者支援団体による支援だけでは十分ではなく、被害直後の生活急変や刑事裁判等の終了後も含めた中長期にわたる生活再建を支援するという観点から、都道府県や市区町村が提供する生活を支援する各種制度・サービスにも、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、漏れののないようにつないでいくことが求められる。多機関ワンストップサービスは、こうした複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要がある見込まれる場合の支援の仕組みである。

都道府県は、地域の実情に応じて、取りまとめの別添2を参考に、「犯罪被害者等支援コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）を配置し、関係機関・団体と有機的に連携した多機関ワンストップサービス体制の構築をお願いする。

別添2は、先進的な都道府県を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組みの例であり、基本的には、

- ① 都道府県が中核となり、都道府県に配置されたコーディネーターが支援全体のハンドリングを行う仕組みとすること。
- ② 犯罪被害者等が居住する市区町村が参画し、生活を支援する各種制度・サービスを提供する仕組みとすること。
- ③ 「犯罪被害者等支援調整会議」（仮称）を開催するなど、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体が情報を共有し、支援内容をパッケージで検討する仕組みとすること。

が重要な要素と考えられる。

イ 多機関ワンストップサービスの対象とする範囲

多機関ワンストップサービスによる支援は、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを提供する必要がある見込まれる場合に行われ、全ての個別事案を対象とするものではない。もとより、多機関ワンストップサービスによらないときも、相談等を受けた機関・団体を起点とし、各機関・団体が連携して支援を提供する必要がある。

その上で、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の種類・程度だけでなく、その置かれている状況によりそれぞれ異なることから、多機関ワンストップサービスにより支援を行うかは、個別事案を踏まえて柔軟に判断されることが必要と考えられる。

そのため、多機関ワンストップサービスの対象とする範囲として、例えば、一定

の重大な事件の犯罪被害者等を想定しつつも、これらに当てはまらない場合であっても必要により支援対象とすることが可能となるように配慮されたい。

ウ コーディネーターの配置

- (ア) 多機関ワンストップサービスにおいては、都道府県にコーディネーターを配置し、コーディネーターが、相談等を受けた機関・団体から情報提供を受け、犯罪被害者等と面談し、ニーズを一元的に把握した上で、関係機関・団体による支援を検討・調整して支援計画を策定する、また、各機関・団体が提供する支援の進捗状況等を確認し、必要に応じて支援計画の見直しを行うなどの一連のハンドリングを行うことが重要である。

また、コーディネーターは、域内の犯罪被害者等支援を充実させるため、市区町村が設置する総合的対応窓口の担当者からの相談等に対応するなど、市区町村のアドバイザーとなることも求められる。

都道府県においては、こうした機能・役割を担うコーディネーターの配置をお願いする。

- (イ) コーディネーターは、都道府県警察や民間被害者支援団体等を始めとする関係機関・団体の機能や提供する支援に精通しているほか、都道府県及び市区町村の生活を支援する各種制度・サービスのうち、特に保健医療・福祉分野に関するものの知見を有していることが望ましいと考えられる。

そこで、都道府県においては、コーディネーターがこうした制度・サービスに関する知見を十分に有する職員となるよう特段の配慮をされたい。

また、コーディネーターの機能・役割を踏まえると、コーディネーターは、都道府県の総合的対応窓口を担う部署に配置することが考えられる。

- (ウ) コーディネーターは、特定の職員が担う場合もあれば、複数の職員でその機能・役割を分担することも考えられる。また、都道府県以外の機関・団体にコーディネーターの機能・役割の一部を委託することもあり得ると考えられるが、この場合においても、都道府県は、多機関ワンストップサービスの中核として主体的に関与する仕組みとすることが必要となることに留意されたい。

- (エ) 警察庁においては、こうした専門的な対応が求められるコーディネーターを支援するため、「地方公共団体アドバイザー」を運用し、個々の犯罪被害者等に支援を提供するに際してのコーディネーターからの相談等に対応することとしていることから、これを積極的に活用されたい。

エ 参画する関係機関・団体

多機関ワンストップサービスには、その地域において犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体が幅広く参画することが求められる。

具体的には、都道府県、市区町村、都道府県警察及び犯罪被害者等早期援助団体のほか、検察庁、裁判所、児童相談所、医療機関、弁護士会、法テラス、福祉関係機関、教育委員会・学校、保護観察所、矯正機関等が想定されるところ、域内において犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体の協力が得られるよう配慮されたい。

特に、犯罪被害者等が居住する市区町村は、生活を支援する各種制度・サービス

を提供する主体であり、多機関ワンストップサービスに必ず参画することが重要である。

オ 犯罪被害者等支援調整会議（仮称）の開催

- (ア) 多機関ワンストップサービスにおいて、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を包括的に提供するためには、多くの場合、これらを提供する機関・団体が集まり、コーディネーターのリーダーシップの下で支援計画等を検討する「犯罪被害者等支援調整会議（仮称）」（以下「支援調整会議」という。）を開催することが有効と考えられる。
- (イ) 支援調整会議は、都道府県が実施主体となり、コーディネーターが犯罪被害者等の状況等を総合的に勘案し、開催の必要性を判断することが考えられる。開催する場合には、都道府県、犯罪被害者等が居住する市区町村、都道府県警察及び犯罪被害者等早期援助団体を始め、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供し得る機関・団体が参加する。なお、一つの機関・団体内の複数の部署が参加することも十分にあり得る。
- (ウ) 支援調整会議は、必ずしも全ての多機関ワンストップサービスによる支援において開催される必要はないと考えられる。もとより、開催の有無にかかわらず、犯罪被害者等のニーズに応じ、コーディネーターが各機関・団体とそれぞれ提供する支援について調整するなどにより、複数の機関・団体による複数の制度・サービスを適時適切に提供することが求められる。
- (エ) 支援調整会議は、犯罪被害者等のニーズを中心に置いて開催されるべきものであり、コーディネーターが事前に犯罪被害者等のニーズを確実に把握した上で開催し、その結果もコーディネーターが犯罪被害者等へ丁寧に説明することが基本となる。他方で、犯罪被害者等が自身の支援体制等を直接的に知り得る機会ともなることから、犯罪被害者等の参加については、その置かれている状況や要望を十分に踏まえて対応する必要があることに留意されたい。

カ 既存の仕組みとの連携

個別事案の支援において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや要保護児童対策地域協議会等の特定の犯罪被害者等を含むものを対象とした既存の支援や連携の仕組みによることが適切と考えられる場合には、コーディネーターが調整の上、当該仕組みと連携して支援を行うことが考えられる。この際、多機関ワンストップサービスが、これら既存の仕組みで支援が提供される犯罪被害者等も広く支援対象とするものであることを踏まえ、仕組みの趣旨や対象等の相違に十分留意しつつ、実態として当該犯罪被害者等のニーズに応じた途切れない支援が適切に行われるよう対応されたい。

キ 関係機関・団体との情報共有

多機関ワンストップサービスにおける関係機関・団体との情報共有は、特に、相談受理機関からコーディネーターへ連絡を行う場面、コーディネーターが犯罪被害者等との面談後、ニーズに基づいた支援を提供し得る機関・団体へ連絡を行う場面等において想定されるところ、それぞれ「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等に基づき、犯罪被害者等か

ら適切に同意を得た上で行うこととなる。

また、犯罪被害者等に充実した支援を提供するためには、必要な機関・団体間で迅速に情報共有を図る必要がある一方で、犯罪被害者等に関する情報は、個人情報保護法において「要配慮個人情報」（犯罪により害を被った事実）であることを踏まえ、情報共有を図る場合には、その範囲を慎重に設定し、真に必要な機関・団体のみに共有することとし、各機関・団体において情報の取扱いに関する規定をあらかじめ定めておくほか、関係機関・団体間における情報共有等に関する共通のルールを明確に設定しておく必要があることに留意されたい。

(4) 機関内ワンストップサービス体制の構築

ア 都道府県及び市区町村における構築

都道府県及び市区町村は、犯罪被害者等に特化したもののほか、それぞれの要件を満たすことで犯罪被害者等を含む全ての国民が利用することが可能な生活を支援する制度・サービスを複数の部署が所管しているところ、犯罪被害者等が支援を求める際に、いずれの部署に相談や問合せを行っても、犯罪被害者等のニーズを一元的に把握した上で、必要な支援を積極的に提示・提供する体制を構築することが求められる。

これを実現するため、都道府県及び市区町村においては、部局横断的な連携強化による機関内ワンストップサービス体制の構築をお願いする。

また、実際に支援を提供する際には、例えば、人目につかない個室を用意する、複数部署による手続を要する場合には、各窓口への移動を求めず、同一の場所に担当者を集めて順次実施するなど、犯罪被害者等の気持ちに寄り添い、運用面の配慮や工夫に努められたい。

イ 参画する関係部署

機関内ワンストップサービスでは、一つの機関・団体において様々な制度・サービスを所管している場合に、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、必要な情報を関係する部署に共有し、組織全体で実施する支援を調整した上で、複数の部署が所管する支援を包括的に提供することが求められる。

そのため、都道府県及び市区町村の機関内ワンストップサービスには、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスを所管する部署のほか、生活を支援する各種制度・サービスを含む犯罪被害者等が利用し得る支援を所管する部署が幅広く参画することが重要である。

また、機関内ワンストップサービスを持続的に実効あるものとするため、各部署における支援担当者や連絡先をあらかじめ定め、各部署の担当者が犯罪被害者等支援に関する研修に参加するほか、当該地方公共団体が提供し得る支援メニューのリスト等を作成し、部署間で共有するなどの工夫にも配慮されたい。

ウ 総合的対応窓口の役割

都道府県及び市区町村の総合的対応窓口は、機関内ワンストップサービスの中核的役割を担い、当該地方公共団体が提供する支援の全体をコーディネートすることが期待される。

総合的対応窓口以外の部署が最初に相談等を受けた場合は、総合的対応窓口に情

報を集約し、総合的対応窓口が関係部署の取りまとめ、調整を行うことが想定されるところ、総合的対応窓口は、生活を支援する各種制度・サービスのうち、特に保健医療・福祉分野のものを所掌する部署に設置又はこうした制度・サービスに関する知見を有した者を配置することが望ましいと考えられる。

なお、総合的対応窓口は、性犯罪・性暴力や児童虐待等、特定の犯罪被害者等に特化した窓口とも適切に連携しつつ、実態として当該犯罪被害者等のニーズに応じた途切れない支援を行うことが求められる。

また、総合的対応窓口が「犯罪被害者等のための相談窓口」であることがより分かりやすくなるよう、名称、設置の方法、周知の在り方等について見直しを行うなど、機能強化に向けた取組に配意されたい。

エ 機関内における情報共有

多機関ワンストップサービスと同様、犯罪被害者等に関する情報は、その性質上特に配慮を要すること、また、地方公共団体には被害者や加害者と関係を有する職員等が勤務している場合なども想定されることから、都道府県及び市区町村においては、関係部署と情報共有する範囲を慎重に設定するとともに、犯罪被害者等に対し、共有する情報の範囲や関係部署の担当者等について丁寧に説明した上で、同意を得ることが望ましいことに留意されたい。

3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化（提言第3関係）

(1) 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化

ア 既存の各種制度・サービスの活用

犯罪被害者等支援においては、保健医療・福祉分野の制度・サービスを始めとする犯罪被害者等も利用し得る各種制度・サービスが確実に活用されることが必要であり、都道府県及び市区町村は、多機関ワンストップサービス及び機関内ワンストップサービスを効果的に機能させ、関係機関・団体と一層緊密に連携し、これら既存の各種制度・サービスが、犯罪被害者等のニーズに応じて漏れなく提供されるよう留意して対応されたい。

また、一部の市区町村においては、重層的支援体制整備事業が実施されているところ、犯罪被害者等は、被害直後から、被害の状況や原因、置かれている状況その他の事情により、医療面、生活面、経済面等の様々な問題を抱えることとなり、また、これらの問題は時間の経過等に伴って変化することから、市区町村による分野横断的な支援を要し、複雑化・複合化した支援ニーズを有するものとして重層的支援体制整備事業の対象となり得ると考えられ、必要に応じて同事業と連携を図ること、より充実した犯罪被害者等支援が期待される。

重層的支援体制整備事業を実施している市区町村においては、「犯罪被害者等施策と重層的支援体制整備事業との連携について」（令和6年7月18日付け警察庁丁犯被発第123号、社援地発0718第1号）を踏まえ、適宜、同事業と連携するなどして対応されたい。

なお、犯罪被害者等は、実際は支援を要する困難な問題を抱えながらも、利用可能な制度・サービスを受けることを自ら遠慮してしまうこともあり得るところ、こ

うした犯罪被害者等に対しては、継続して寄り添いつつ、支援の具体的内容や有用性について丁寧に説明するよう配意されたい。

イ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化

犯罪被害者等のニーズは多岐にわたり、既存の各種制度・サービスのみでは対応できない場合や、犯罪被害者等の個別事情により利用できない場合があり得るところ、都道府県及び市区町村においては、それぞれ取りまとめの別添３－１及び３－２を参考に、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの一層の充実強化に努められたい。

また、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの検討に当たっては、支援対象の範囲等についても、犯罪被害者等のニーズや当該制度・サービスの趣旨等を踏まえ適切に判断するよう配意されたい。

(2) 犯罪被害者等支援におけるＤＸ推進

犯罪被害者等に関する情報は、秘密保持の観点からも厳格に取扱うことが必要であるほか、犯罪被害者等支援は、多くの場面において、支援者が犯罪被害者等に寄り添いつつ行うことが求められる一方、適切にデジタル化を進めることにより、犯罪被害者等の様々な負担を軽減するほか、支援者の利便性を向上させ、効率的でより円滑な支援の実現が期待される。

都道府県及び市区町村においては、犯罪被害者等が自身の状況や問題に応じた域内の相談先や利用可能な支援に関する情報等に速やかにアクセスできるよう、警察庁が開設を進めるポータルサイトと連携するなどして各ウェブサイト等を充実させるほか、犯罪被害者等が要望する場合には、支援者とのオンライン面接を可能とするなどのＤＸの推進に努められたい。

【本件担当】

警察庁長官官房

犯罪被害者等施策推進課

03-3581-0141（内線 2802、2804）